

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 私有車の業務上利用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、公用車運行管理規程第5条の規定に基づき、職員が所有する自動車（以下、「私有車」という。）を業務上利用する場合の基準について定めることを目的とする。

(利用)

第2条 私有車を業務上利用することは原則として認めない。ただし、やむを得ない事由等により次の第1号又は第2号及び第3号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 職員が私有車の利用を私有車使用届出書別記（様式第1号）により申請をし、所属長が承認をしたとき
- (2) 所属長が職員の同意を得て、私有車の利用を指示したとき
- (3) 利用する私有車の対人賠償及び対物賠償が無制限補償の任意保険若しくは共済に加入をしていること

(実費弁償)

第3条 職員が私有車を業務上利用した場合には、前条第1号を除き燃料費の実費を次のとおり支給する。

- 2 燃料費の実費は、私有車利用届出簿別記（様式第2号）により一月単位で算出するものとする。
- 3 私有車の走行距離1kmあたりの燃料費の額は、該当する月の昭和村内給油所の概ね平均1ℓあたりの単価を5で除した額とし、小数点以下は切り上げるものとする。

(事故の対応)

第4条 私有車の業務上利用中に事故が発生した場合の対応は次のとおりとする。

- (1) 傷害事故の場合には、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償をする。
- (2) 賠償責任事故の場合には、私有車の任意保険若しくは共済において賠償をする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、私有車の業務上利用に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

私用車利用届出簿

(年 月分)			所属長認印
期 日	利 用 目 的	区 間	走行距離
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
/		～	. km
計			. km

上記のとおり届け出ます。

職員氏名

印